

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

インフルエンザは、重篤化すると命にかかわることもある感染力の強い病気です。そのため、学校保健安全法施行規則第 19 条により、出席停止期間が決められております。インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」に療養経過を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。

＜インフルエンザ出席停止期間の基準＞

「発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで出席停止とする。」

千葉大学教育学部附属幼稚園長 様

保護者が記入

インフルエンザにおける療養報告書

\_\_\_\_\_組 園児名\_\_\_\_\_

インフルエンザ（A 型・B 型・未判定）との診断（\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日）を受け療養中のところ、下記経過のとおり症状が軽快し、出席停止期間の基準 1～3 を全て満たす状態に回復したことを報告します。よって、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日より登園します。

記

チェック	出席停止期間の基準
1	発症日（発熱した日）を「0」とし、翌日から数え 5 日を経過している。 ⇒発症日を記入してください。 <b>発症日：_____月_____日（0日）</b>
2	解熱後 3 日を経過している。 ⇒朝から平熱に戻った日を 1 日と数えます。
3	登園しても活動できる状態に症状が回復している。 ・咳がひどくありませんか。 ・食欲はありますか。 ・1 日中起き上がっていてつらくありませんか。

受診した医療機関名（ \_\_\_\_\_ ）

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

保護者氏名\_\_\_\_\_

\* 調剤明細書の写し または 診断書の添付は不要です。